

学校給食法の一部を改正する法律案要綱

一 経費の支弁及び負担

- 1 学校給食に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の支弁とすること。
- 2 国は、義務教育諸学校の設置者が支弁する学校給食費のうち、学校給食費の額の標準となるべき額として政令で定める額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する額を負担するものとし、当該設置者に対し、国が負担する額を交付すること。
- 3 特別の事情があるときは、義務教育諸学校の設置者は、学校給食費の額から2の政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額を限度として、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者に負担させることができること。

(新第11条関係)

二 経費の負担に関する特例

国立及び私立の義務教育諸学校における学校給食費は、当分の間、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすること。この場合においては、一の2及び3は、適用しないこと。

(新第13条関係)

三 施行期日等

- 1 この法律は、令和7年4月1日から施行すること。

(附則第1条関係)

- 2 政府は、この法律の趣旨を踏まえ、国立及び私立の義務教育諸学校の学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第5条関係)

- 3 その他所要の規定を整備すること。

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第十一条―第十四条）」を「第四章 経費の支弁及び負担等（第十一条―第十四条―第十五条）」に改める。

条）

」

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「実施」の下に「並びに学校給食に要する経費の支弁及び負担等」を加える。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 経費の支弁及び負担等

第十一条の見出しを「（経費の支弁及び負担）」に改め、同条第一項中「の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」を「に要する経費」に、「負担」を「支弁」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国は、前項の規定により義務教育諸学校の設置者が支弁する学校給食費（学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの以外の学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）のうち、学校給食費の額の標準となるべき額として政令で定める額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する額を負担するものとし、当該設置者に対し、国が負担する額を交付する。

第十一条に次の一項を加える。

3 特別の事情があるときは、義務教育諸学校の設置者は、学校給食費の額から前項の政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額を限度として、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（第十三条において単に「保護者」という。）に負担させることができる。

第十二条第二項を削る。

第十四条を第十五条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十三条の見出し中「補助金」を「交付金及び補助金」に改め、同条中「前条」を「第十一条第二項の規

定による交付金の交付又は第十二条」に改め、「ときは、」及び「交付した」の下に「交付金若しくは」を加え、同条第四号中「補助金」を「交付金又は補助金」に改め、同条第五号中「補助金の交付を受け、」を「交付金又は補助金の交付を受け」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（経費の負担に関する特例）

第十三条 国立及び私立の義務教育諸学校における学校給食費は、当分の間、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。この場合においては、第十一条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の学校給食法（以下この条及び附則第五条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に実施される学校給食（新法

第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下この条及び附則第五条において同じ。）について適用し、施行日前に実施された学校給食については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二 義務教育諸学校の学校給食費

（構造改革特別区域法の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の項及び第十三条第四項の表学校給

食法の項中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の趣旨を踏まえ、国立及び私立の義務教育諸学校（新法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。）の学校給食費（新法第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に関し、

学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（同条第三項に規定する保護者をいう。）の経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四千九百億円の見込みである。

- ◎ 学校給食法の一部を改正する法律案
 ○ 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 [略]</p> <p>第四章 経費の支弁及び負担等(第十一条―第十四条)</p> <p>第五章 雑則(第十五条)</p> <p>附則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施並びに学校給食に要する経費の支弁及び負担等に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第四章 経費の支弁及び負担等</p> <p>(経費の支弁及び負担)</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 [略]</p> <p>第四章 雑則(第十一条―第十四条)</p> <p>[新設]</p> <p>附則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(経費の負担)</p>

第十一条 学校給食に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の支弁とする。

2| 国は、前項の規定により義務教育諸学校の設置者が支弁する学校給食費（学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの以外の学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）のうち、学校給食費の額の標準となるべき額として政令で定める額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する額を負担するものとし、当該設置者に対し、国が負担する額を交付する。

3| 特別の事情があるときは、義務教育諸学校の設置者は、学校給食費の額から前項の政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額を限度として、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（第十三条において単に「保護者」という。）に負担させることができる。

（国の補助）

第十二条 「略」

〔削る〕

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2| 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

〔新設〕

（国の補助）

第十二条 「略」

2| 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）

(経費の負担に関する特例)

第十三条 国立及び私立の義務教育諸学校における学校給食費は、
当分の間、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。
この場合においては、第十一条第二項及び第三項の規定は、適用
しない。

(交付金及び補助金の返還等)

第十四条 文部科学大臣は、第十一条第二項の規定による交付金の
交付又は第十二条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が
次の各号のいずれかに該当するときは、交付金若しくは補助金の
交付をやめ、又は既に交付した交付金若しくは補助金を返還させ
るものとする。

一〇三 [略]

で生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第六条第二項に
規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第十三条の
規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場
合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費
の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の
間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに
要する経費の一部を補助することができる。

[新設]

(補助金の返還等)

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定
を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交
付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

一〇三 [略]

- 四 交付金又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によつて交付金又は補助金の交付を受け又は受けようとしたとき。

第五章 雑則

(政令への委任)

第十五条 〔略〕

- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

〔新設〕

(政令への委任)

第十四条 〔略〕

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 義務教育諸学校の学校給食費</p> <p>三 三十五 〔略〕</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 削除</p> <p>三 三十五 〔略〕</p>

12・13 [略]

第十三条 [略]

2・3 [略]

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

[略]	学校給食法	[略]	[略]
[略]	第十二条	[略]	[略]
[略]	私立の義務教育諸学校の設置者	[略]	[略]
[略]	私立の義務教育諸学校の設置者(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。)	[略]	[略]

12・13 [略]

第十三条 [略]

2・3 [略]

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

[略]	学校給食法	[略]	[略]
[略]	第十二条第一項	[略]	[略]
[略]	私立の義務教育諸学校の設置者	[略]	[略]
[略]	私立の義務教育諸学校の設置者(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。)	[略]	[略]

5

[略]

5

[略]